

令和7年2月28日

令和7年度 予算及び事業計画に伴うお知らせ

愛鉄連健康保険組合
理事長 江原 功一

令和7年度予算及び事業計画が組合会にて承認されましたのでお知らせいたします。

令和7年度の健康保険料率及び介護保険料率につきましては、「1. 令和7年度 健康保険料率・介護保険料率について」をご覧ください。

◆ 令和7年度事業計画 ◆

保健事業では、医学的知見やデータ分析結果を踏まえ、各事業を充実する見直しを行います。これにより健診費用の自己負担額の増額や再検査の補助を段階的に廃止することとなりますが、『がん検診を無料で実施する節目健診』を充実する等、これまでの重症化予防に加え、『早期発見・早期予防』にも着目し、引き続き皆さまの健康支援を行ってまいります。（詳細は、「2. 令和7年度保健事業」をご覧ください。）

効果的な保健事業を企画し、更に有効活用していただくためには、事業所の特性等の情報が必要と考え、状況リサーチや訪問を実施します。（詳細は、「3. 事業所訪問と状況リサーチ」をご覧ください。）

また、令和7年12月には発行済のカード保険証の利用が終了します。マイナ保険証の登録率の向上を目指し、皆さまが安心してマイナ保険証を利用していただけるよう、情報発信やご案内に努めてまいります。（詳細は、「5. マイナ保険証利用率向上と資格確認書の交付」をご覧ください。）

今後も、事務の効率化を目的とした届出書の電子化の推進、組合財政基盤の安定化のための適用拡大（新規事業所の勧誘）にも引き続き取り組んでまいります。ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

□■□ 通 知 内 容 □■□

1. 令和7年度 健康保険料率・介護保険料率について
2. 令和7年度 保健事業
3. 事業所訪問と状況リサーチ
4. 適用拡大の推進
5. マイナ保険証利用率向上と資格確認書の交付

【お問合せ】

愛鉄連健康保険組合 通知に記載の各担当課
TEL：052-461-6131 FAX：052-461-6135

1. 令和7年度 健康保険料率・介護保険料率について

令和7年度の保険料率が組合会において下記のとおり決定されましたのでお知らせいたします。保険給付費が年々増加し、国民の5人に1人が75歳以上となり高齢化が進んでいる現状から納付金も増加していますが、報酬月額が回復傾向にあることから健康保険料率は前年度から据え置くこととなりました。介護保険料率については、介護納付金が減少したため1.1%引き下げとなりました。

一般保険料率、介護保険料率の合計では協会けんぽ愛知支部を1.9%下回る設定となります。【参考：協会けんぽ（愛知支部）との差】をご覧ください

記

◆ 令和7年3月1日適用

（ただし、任意継続被保険者は、令和7年4月1日適用とする。）

基本保険料率 57.19／1000（従前 56.59／1000）

特定保険料率 39.94／1000（従前 40.56／1000）

調整保険料率 1.27／1000（従前 1.25／1000）

健康保険料率 98.40／1000（従前 98.40／1000）

介護保険料率 15.90／1000（従前 17.00／1000）

※ 令和7年3月分は、4月中旬に組合から告知し、納付期限は4月30日です。

	健康保険料率 (基本保険料率+特定保険料率+調整保険料率)	介護保険料率	料率計
事業主	49.20/1000	7.95/1000	57.15/1000
被保険者	49.20/1000	7.95/1000	57.15/1000
計	98.40/1000	15.90/1000	114.30/1000

※ 健康保険料は、基本保険料・特定保険料・調整保険料の合計です。

※ 介護保険料は、40歳～64歳の被保険者が対象です。

【参考：協会けんぽ（愛知支部）との差】

	健康保険料率	介護保険料率	合計料率
①愛鉄連健康保険組合	98.40‰	15.90‰	114.30‰
②協会けんぽ 愛知支部	100.30‰	15.90‰	116.20‰
(①—②)	△1.90‰	0‰	△1.90‰

【お問合せ】 愛鉄連健康保険組合 総務課
Mail:soumu@aiteturen-kenpo.or.jp
Tel:052-461-6131

2. 令和 7 年度 保健事業

令和 7 年度に向け、より効果の望めるよう保健事業の見直しを行いました。専門家による医学的知見やデータ分析の結果も踏まえ、各事業を充実させた内容となっています。



◆ 保健事業の見直し(変更点) ◆

① 「愛・健康サポート」をより強固な事業にするための見直し

1. 巡回事業所健診の血液検査項目に「血小板」を追加

日本肝臓学会で奈良宣言が採択されました。これは血液検査の ALT 値が 30 を超えた場合、かかりつけ医へ受診することを勧めるものです。最近、特に生活習慣病を基盤とするいわゆる脂肪肝が進行して肝硬変や肝臓がんに至る事例が増えています。当組合では、①肝臓線維化(硬化)の程度を確認するため、②将来的に重症化予防事業で使うことを想定し、「血小板」を追加することにしました。



2. 巡回事業所健診の料金改定による自己負担の見直し

近年の物価高や人手不足等により、健診料金を値上げせざるを得ない状況が続いています。引き続き、巡回事業所健診が円滑に実施されるように令和 7 年度から料金を改定し、今後は 2 年に一度の間隔で見直しを検討します。また、これまで自己負担は一律定額でありましたが、今後は自己負担割合として 15%を適用(基本部分と胃 X 線)した金額とさせていただきます。

巡回事業所健診自己負担額 (1 円単位は四捨五入)

項目	令和 6 年度	令和 7、8 年度	備考	
基本部分	1,150 円	1,360 円	+210 円アップ	15%を適用(健診料金 9,064 円)
胃 X 線	675 円	950 円	+275 円アップ	15%を適用(健診料金 6,325 円)
PSA	560 円		当面の間据え置き	

3. 効果測定(健康支援+採血等)の利用推奨 ～「再検査」の組合補助額段階的廃止～

愛・健康サポートの「再検査」とは、生活習慣を改善したあとの効果を確認するためのものであり、健診受診→健康支援(保健指導等)→再検査の順番で利用いただくことを想定しています。しかし、健康支援を受けずに「再検査」だけを利用するケースが多くあり、これは顧問医師によると生活習慣の改善効果が望めないとの認識です。当組合では、今後、再検査を利用される事業所には「再検査」に替えて健康支援を必ず受けていただく「効果測定(無料)」の利用を推奨することとしたため、「再検査」の組合補助額を段階的に廃止していくことにしました。

効果測定

【介入】採血の前に指導をプラス



再検査の組合補助

令和 7 年度:全額補助 令和 8 年度:半額補助 令和 9 年度以降:補助廃止

*令和 8 年度以降の「再検査」については、利用する際に自己負担が必要です。

② 節目健診の充実による受診促進

当組合で、顧問医師と 8 年分のデータ分析を行ったところ、健診を毎年受けている人はそうでない人より医療費が低いことが顕著に表れ、改めて健診の重要性が明らかとなりました。今後も受診促進のため、節目年齢をターゲットとした節目健診を充実させ、重症化予防に取り組んでいきます。

被保険者向け(がん検診の無料実施)

男性: PSA(前立腺特異抗原)検査 (対象 50・55・60・65 歳)

女性: 婦人科がん検診 (対象 子宮頸がん: 20～50 歳の「0 歳」時、乳がん: 30～60 歳の「0 歳」時)

被扶養者向け(対象年齢の追加:無料実施)

[35 歳を新たに追加] 節目健診を 35・40 歳とします。

*節目健診は、多くが無料となるように補助上限を設定していますが、健診料金が上限を上回る場合は負担が発生します。

③新規ポイント事業「コラポ」(コラボレーションポイント)の導入

既存のポイント事業として「ai ヘルスアップポイント」がありますが、これを令和 7 年度のポイント付与をもって終了し、新規ポイント事業として「コラポ」を導入します。「コラポ」は、当組合とのコラボレベルに応じてポイント還元が最大で 2 倍になります。コラボレベルとは、健康経営取り組みレポートの点数のことを指しています。巡回事業所健診、コラポヘルス・ワン、特定保健指導、健康宣言、家族健診勧奨、健康経営優良法人や従業員の生活習慣改善などを実践することでコラボレベル(点数)が上がります。当組合では、加入事業所全体の点数を底上げすることが、医療費適正化に繋がり、ひいては加入事業所の安定的な経営(保険料率の低減)に繋がると考えています。



健康経営 取り組みレベル係数	
点数	係数
10	2
9	1.8
7-8	1.6
5-6	1.4
3-4	1.2
1-2	1

【ポイント還元の式】

一人当たり単価×健康経営取り組みレベル係数

*一人当たり単価については、事業所全体の点数や全被保険者数等により、毎年決めることにしています。

(参考:令和 6 年度実績 1 人当たり 94 円)

【還元方法】1ポイント1円で換算した金額を還元

前年度実績に基づき翌年の8月頃にポイントを付与します。1ポイント1円に金額換算し、金額を印字した「健康づくり費用補助金申請書」(仮称)を事業所あてに送付しますので、振込口座をご記入いただき、けんぽへご申請ください。

aiヘルスアップポイントのように付与されたポイントで商品交換はできません。

～ご注意～

ai ヘルスアップポイント専用サイトからの商品交換期限は令和 7 年 12 月 26 日までです。以降、ポイントサイトへのアクセスができなくなります。使用されないポイントは「コラポ」へ自動的に移管する予定です。

④「健康経営優良法人申請料」補助の段階的廃止

当組合では、健康経営の考え方等を普及させるための手段のひとつとして、健康経営優良法人取得を推奨してきました。これまで無料であった優良法人申請は令和 3 年から有料となり、申請サポートとあわせ申請料を全額けんぽ負担することで申請のハードルを低くして参りました。その結果、令和 5 年度では 129 社(24.2%)の加入事業所が取得するまでに至り、健康経営の考え方等を普及させる点においては一定の成果をあげることができました。

当組合では、健康経営の「質」を高めることにより、医療費の適正化・削減につなげ、保険料率の引き下げに貢献したいと考えており、優良法人取得は事業所の経営判断に委ねることにしています。

このような考え方から、今後の申請料補助については、段階的に補助金額を減らし、令和 8 年度以降は廃止させていただきます。

【令和7年度以降の申請料補助】

区分	申請料補助金額		
	令和6年度	令和 7 年度	令和8年度
中小規模	16,500円	8,250円	0円
大規模	88,000円	44,000円	0円

1/2補助

廃止

引き続き、申請方法等のサポートはさせていただきます。

その他

マスクの無償配付を終了します

毎年 1 月頃に、マスク着用を習慣づけていただくことを目的として、マスクの無償配付を行っていましたが、コロナ禍を経てより多くの皆さまに定着したことで、流通量も安定し必要に応じて市販マスクの購入が容易になっている現状を踏まえ、配付を終了します。

【お問合せ】愛鉄連健康保険組合 保健事業課

Mail : kenkoukanri@aiteturen-kenpo.or.jp

Tel : 052-461-6131

3.事業所訪問と状況リサーチ

増え続ける医療費の適正化を図るために、効果的な保健事業を企画することはもちろんですが、事業所の皆さまが活用し得る事業でなければ意味がありません。事業の見直しにあたり、「どのような方法や形態であれば利用しやすいのか」、「効果を出すための現実的な手法は何か」等の観点は必須だと考えております。

そのため、事業所の皆さまのことをもっと知りたい、教えていただきたい、と考えております。

そこで、令和7年度は「事業所状況のリサーチ（質問フォーム）」を行い、事業所の特性について情報を収集させていただきたく、ご理解とご協力をお願い申し上げます。併せて、従来からの「訪問」を継続し、よりよい保健事業の企画と利用促進に取り組んで参ります。

事業所特性の質問調査×事業所訪問

	事業所を知る	保健事業の展開	保健事業の利用促進
状況リサーチ (質問フォーム) 	●会社概要 ●就業環境 ●各種制度 ●環境 ●健康管理の実施体制 等 ※設問の内容は、現在検討中です。	リサーチや訪問から得られた情報を基に、事業所の特性やニーズを整理する。 ↓ 疾病予防や重症化予防、メンタルヘルス対策など、より効果的な保健事業の企画・展開につなげる。	リニューアルした事業や、効果を狙う新規事業などについて周知する。 さらに、事業所訪問を通して、疾病予防の重要性や保健事業の具体的な利用方法を知っていただき、利用促進につなげる。
事業所訪問	ご担当者のお考えや保健事業の利用状況等を把握して、事業所との関係性を強化する。		

引き続き、算定基礎届や賞与支払届の電子化促進にも取り組みます！



4. 適用拡大の推進

当組合では被保険者数の増加を図ることで保険料収入を確保し、年々高騰する医療費や給付金の支払いに備える為、平成30年度から安定した組合経営を目指して、適用拡大（新規事業所の勧誘）を実施しています。その結果、令和7年度の加入予定事業所を含めこれまでに63社、8,442名の新規加入をいただいています。

今後も、標準報酬月額が当組合の平均を超える事業所を協会けんぽから新たに勧誘し、金属工業など製造業に関連性の高い業種にも加入いただくことで、より一層の財政基盤の安定を目指します。



新規加入事業所からの声

- ☆ 健診をはじめとした様々な**保健事業や補助金**が手厚い！
- ☆ 特に健診後の**フォロー**が充実している！
- ☆ 独自のシステムで事業所の健康状況を診断！



適用拡大の広報

- ◇ 新規事業所へDMを年1回春に配付
- ◇ **専用のHP**をリニューアルして加入促進
(HP内でDM用リーフレットが印刷可能となります。)
- ◇ 健診機関から新規事業所の紹介を依頼



5. マイナ保険証利用率向上と資格確認書の交付

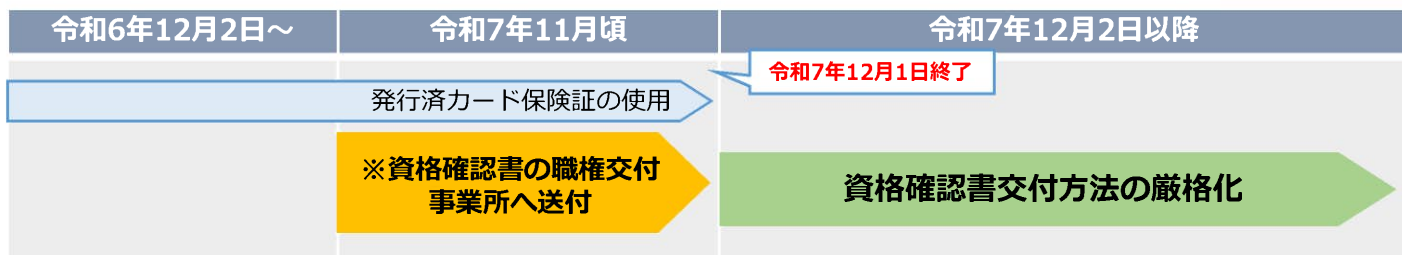
■ 既に保険証の交付を受けている方 ■

令和7年12月1日に発行済み保険証の利用にかかる経過措置が終了します。

それに伴い、**マイナ保険証を保有していない**（マイナンバーカードと保険証を紐づけされていない）方に、「**資格確認書**」を現行保険証の利用期日終了前に交付します。

（R7.11月頃予定 ※下記スケジュール参照）

申請は不要で、当組合が対象者を抽出の上、**交付（職権交付）**して事業所へ送付します。



■ 令和7年12月2日以降に資格取得・扶養に入られる方 ■

原則：マイナ保険証を持っている方には、保険証に代わる資格確認書は発行しないことになっています。

現在は、資格取得届等の「資格確認書発行要否欄」にチェックがある場合に交付しています。

現行の交付ルールでは、**本来、資格確認書交付対象者でない方も交付している実態**であり、**経費がかかり事務作業も増大**しています。**国や健保連からの通知に沿い、マイナ保険証利用を推進するためには令和7年12月2日以降の資格確認書交付基準を厳格化する必要があります。**

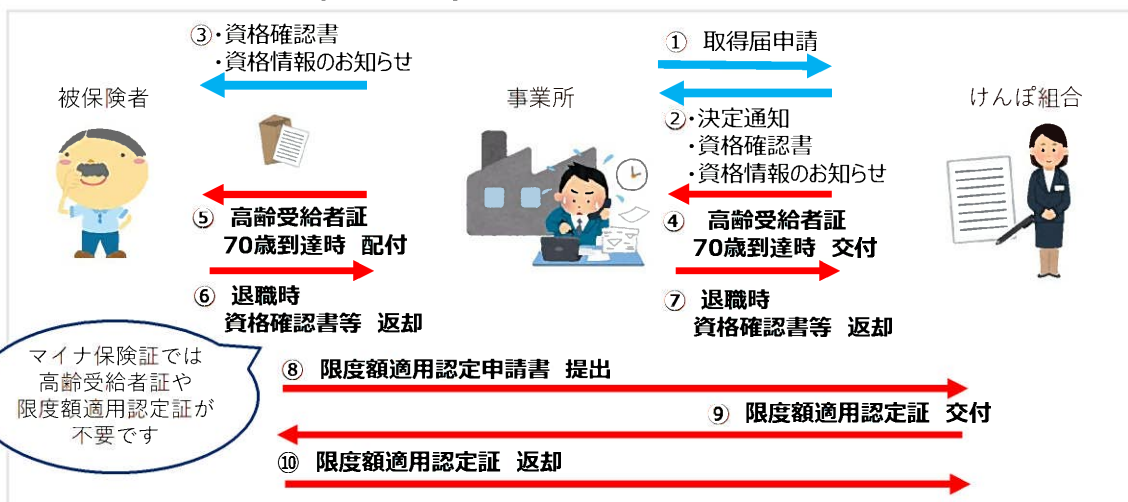
正しく健康保険制度を理解していただくための広報を行い、事業所および健保組合の事務手続きコストの削減を目指します。

マイナ保険証に移行すると

➡ の④～⑩の工数を省くことができ、事業所および健保組合の人件費・郵送費等コスト削減につながります。



<事務手続きの流れ（イメージ）>



<事業所担当者の皆さまへのお願い>

マイナ保険証の登録率を上げることで、資格確認書を職権交付する件数が減り、配付にかかるご負担を減らすことができ、当組合にとっては経費節減にもつながります。現行の保険証の利用が終了するまでに、できるだけ多くの方に『マイナ保険証利用登録』をしていただくよう従業員の皆さまにお声かけいただきますようご協力をお願いいたします。